

## 平成 15 年度第 4 回 高知県森林環境保全基金運営委員会 議事録

- 1 日 時 平成 15 年 12 月 22 日 (月) 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分
- 2 場 所 高知城ホール 2F「くすのき」
- 3 出席者 飯國委員 石川委員 田岡委員 津野委員 戸梶委員 野島委員 松本委員 山崎委員 (出席者 8 名、欠席者川村委員、下村委員 2 名)

### 4 配付資料

平成 15 年度第 4 回高知県森林環境保全基金運営委員会資料

### 5 議 題

- (1) 前回の議事について
- (2) 森林環境緊急保全事業の施工地について

### 6 議 事

(森林環境緊急保全事業(県が行う緊急間伐)のフローについて説明)

事務局：「県が行う緊急間伐のフロー図」について説明します。まず一番上の三重の  
ですが、森林の区分で言うと水土保全林の保全型という所の個人所有の普通林、県内に 30,000ha あるものをダムの上流域に絞り、さらに間伐をここ 5 年程度やってない森林に絞りました。それが 8,800ha で、この作業を 4 月から 6 月末にかけて行いました。その 8,800ha について、森林所有者の特定を不動産登記簿とか、市町村の資料とか、森林組合の資料とかを基にして、6 月末から 7 月にかけて行いました。その森林所有者と森林の所在が載った「調査対象森林所有者名簿」という物を作成して、前回の基金運営委員会で報告しましたアンケートと一緒に 1,493 名の方、2,920ha 分の森林について所有者に対してダイレクトメールを送っています。それに対する回答があり、その中で「所有者が自分で間伐する」と回答された方には補助制度でやっていただくこととして、「県の強度間伐を検討する」という内容のお答えをいただいた方について働きかけをしています。「間伐の意思はない」とお答えになった方もいらっしゃるわけで、こういう方への対応は今後ということになります。今回は、「県の強度間伐を検討する」と回答された 331 人、複数の所有者の回答を 1 人がやっていただいた分もありますので森林については 335 人分の森林、約 820ha について、現地調査の対象森林ということにしました。「現地調査の対象森林の周辺に、更に荒廃森林があるかもしれない」ということで、林業事務所で追加して補足調査を行っています。

「所有者への働きかけ」ですが、その所有者に対して集落単位の説明会ですとか、個別の訪問を行い、「県では 40% 以上の間伐を進めている」「県で直接行う事業がある」「この森林については県が間伐した後、10 年間は皆伐しないで下さい」というような協定の趣旨をご説明して、働きかけを行っています。「現地調査」ですが、10

月7日～2月末までコンサルティング会社をお願いして行っています。その結果、「要緊急整備森林台帳」という物を作成しました。この現地調査は、「標準地」という所について、「植林木の本数」「森林の年齢」「平均的な樹高」「平均的な胸高直径」（だいたい胸の高さの直径、地上から1.2mぐらいの所の平均）立ち枯れがある所は「立ち枯れの本数」、更に「土壌の状態」「下層植生の状態」「病害」とか「虫害」が発生しているかどうか、「気象災害」で倒れた物がないかということ各地区でチェックしています。この「要緊急整備森林台帳」に基づいて、予算の関係で概ね150ha程度は今年度の事業で実施ができるのではないかと。その分の事業地をまず確保するように、事業地の選定を行うことになろうかと思えます。

今後の日程としては、この委員会でお諮りして、施工地、箇所が決まりましたら、その所有者と協定を締結します。主な内容としては「10年間の皆伐制限」がありますが、その協定締結後に県が工事として民間の事業者が発注して、だいたい1月下旬から3月下旬にかけて間伐をやっていくということになろうかと思えます。

次に、「どうやってこれを評価するか？」ということです。林分について、まず「収量比数」です。森林では樹高が一定の高さのときに、その森で育てることができる最大の樹木の量というものが計算上算出できるということになっています。それに対して、今現在樹木の量がどの程度になっているかということを示す数字です。例えば高知県のスギの場合ですと、平均樹高が14mのときにその森林1haに最大409本の樹木が育成できる。これは計算上のものですので、どの森林にも当てはまるというものではありません。これに対して、今の樹木の量が350本だったら「 $350 \div 409 = 0.86$ 」と、300本だったら0.73ということになります。％で言えば、それぞれ86%、73%という数字になります。要は、その森林で最大持てる木材に対して、今現在86%の樹木が育っているとか、73%の樹木が育っているというふうな目安になる数字ということになります。一般的にスギでは0.9～0.6ですから90%ぐらいまで、ヒノキでも同様に90%ぐらいまでで管理するというのが、林業で一般的な目安となっています。90を超えると危険だという判定がされるということです。次に「形状比」ですが、木の幹の姿形を表す数字と考えていただけたらと思います。これは樹高を直径で割って求めます。例えば樹高が10mで直径が20cmの場合、10mを0.2mで単純に割りますと「50」という形式になります。樹高が10mで直径が10cmと、同じ樹高で明らかに直径が半分細い場合は、「100」という形式になります。数字が大きくなるほど、要はヒョロヒョロの木になっているということを表す数字です。一般的な森林は形状比70前後で管理するのが適当とされています。これも90を超えると風とか雪などの気象の災害を受けやすいということになりますので、森林の混み具合についてはこういう目安で一定は評価して構わないだろうと思えます。

評価する配点の基準を説明します。林分について、2点というのは「収量比数」「形

状比」どちらか一般的な管理の基準を超えているというもの、1点というのはい定過密であるというものに付けています。それから「土壌の有機物層」は、落ち葉とか枝とか積もった物。それが分解された土壌の層があれば、水を貯め込む際の吸収の第一段階になるということで、「土壌の侵食」については、これも「侵食をしているかしてないか」という度合いによって3段階に分けています。有機物層があれば良いんですが、これがなかったり色々な問題で雨が染み込まずに表面を流れると、雨が流れた跡が残って、ドンドンそこから侵食していくという状態になりますので、侵食度合いということで採点のポイントにしています。次に「下層植生」ですが、草も灌木も同じ事ですけども、葉っぱによって雨が土に落ちた時の衝撃を和らげるとか、雨の全量が落ちるのを防ぐとか、そういう趣旨があります。それと、根を張ることにより、やはり土壌の流出を防ぐということですので、これがあるかないかも森林の状態について1つの目安になるだろうと。また、これがあるということは林内に適度な光が射し込んでいるのではないかとということが考えられますので、これも指標にしました。「病虫獣害」ですが、間伐が遅れて過密になると、木自体が不健康になり寄生虫などが付きやすいという場合がありますので、それも1つの指標にしました。「気象災害」は、細長い木にはそれだけ雪が積もった場合とか、風に対する耐性がなく折れやすいということがありますので、それも発生状況を見てみるということにしています。「一覧表の色分けの基準」ですが、橙色の所は林分の評価が2以上、つまり「一般的な森林の管理の基準を超えた過密」とか、「木が伸びているのに伐採がされてない森林だろう」ということです。次に、黄色の所は森林の評価が「管理の基準を飛び出るほどではないけれど、著しく過密である」というものに1以上を付けまして、その中で「土壌が一定、侵食が見られる」とかいうものに点数をつけました。黄色の所の2番目はha当たりの立木の本数が2,000本を超えている所、4割以上間伐しましても、2,000本であれば最後1,200本残るので、混交林になるかどうかということで、2,000本を超えていれば、これ以上森林所有者が手を入れる余地がないのであれば、県で間伐することも必要ではないかということで、2,000本という数字で線を引きました。3番目ですが、橙色とか、黄色を付けた面積が5ha以上のまとまりを持っている、そういう所を「要緊急整備森林」の調査地の一覧表で緑色に塗っています。要は、ある程度目安をつけた上で、その箇所づけの案をお示しさせていただきました。「緑色になっている箇所でいったらどうか？」という案で、最終的には、現在まで、コンサルティング会社に58カ所の調査をお願いしていますが、今のところ出来たのが24カ所で、その内に緑色に塗った箇所が14カ所あります。箇所の中身としては184haぐらいの森林があるということです。その内163haぐらい、例えば1つの森林でも3カ所ぐらいの標準地を取ったような所がありますが、それが1つでも該当すれば、整備の対象にカウントするとい

うことで、163.93ha の森林を付けています。更に「実施の見込み」ということで、137ha という数字が挙がっていますが、これは所有者の方のほぼ内諾を得ているもの、これから協定を結ぶとなって、更に本格的に打ち合わせするわけですが、その際に所有者の方が翻意されなければ、このまま事業が実施できるだろうという所です。所有者のご同意をいただけないとか、事業をやるのにまだ直接の調整が必要だという所を除き、概ね目安となる数字を入れまして 137ha 相当の森林が整備できるのではないかということです。なお、あくまでも今回調査したのは、その森林の標準的な所ですので、事業を発注する際には林業事務所が精査をして、更にこの近くの森林若しくはこの台帳に載っていて、これにはカウントされてないけれども、どうしても整備しなければいけないような所が新たに出て来れば、それはまた検討することとさせていただきたいと思います。

それから皆様方に「見える所で整備できないか」という宿題をいただいています。見える所でできるのは、土佐山村の森林で、ここであれば、道路ぶちからは見えるようになっていますが、「ここまで行く人がいるのか？」と言われるとどうかと思います。もう1点、池川町の方はかなりな所ですが、事業をやるのに調整が必要な部分が非常に多くて、ほとんどの所がまだ調整できていない所ですので、こういう所で事業ができればと思います。皆様がおっしゃられたことも配慮に入れながら、今年のところは道の近くが中心になっています。ただ、道の近くと言っても山の中の道の近くですので、なかなか行けないという状況はあると思います。

野島委員：面積はこれから確定するんですね。実測してないんですね。

事務局：実測してません。概ねの範囲を航空写真とか図面でみて机上の測定器で測定したということです。

飯國委員長：このデータを集めるのに標準地1箇所どのくらい時間がかかるんですか。コンサルティング会社：作業自体は20分くらいです。場所へ行くまでに時間がかかるし、現地へ着いて標準的な場所を探すのに時間がかかる。樹高は1本だけ標準的なところを測り、胸高直径は全部測ります。

事務局：樹高は1本だけ精査し、後はその木からの差引で計算します。

飯國委員長：水土保持林（保全型）から始まってますけれど、ゾーニングの関係で、ちょっと詳しく説明していただけますか。

事務局：高知県の場合は、森林を4つの形に区分しようということがあります。ひとつめが「森林と人との共生林」といいまして、原生林とか出来るだけ手をつけずに守っていった方がいい森林、もうひとつが「水土保持林」というものがありまして、その中に（保全型）と（活用品）があります。水や土を守る機能が高い森林で、その中で資源として活用できるもの、地形的な条件や林道が近いということで採算性が一定見込めるような森林を（活用品）、あまり経済的な条件が良くないので水や土

を守る機能を高めることを重点的にしていく方がいい森林を（保全型）ということにしています。もうひとつが「資源の循環利用林」で、通常の林業経営の中で森林所有者が経済性を確保しながら森林の状態も守っていくというもの、以上の4つのうちの（保全型）になります。

野島委員：標準地調査ですからこういうデータになるかもしれないですけど、例えば、先ほどの北川村の「03」ですか、ここなんかですとhaに直すと3,600本ですかね。すごい数ですね。だいたい植えても3,000本ですから。

事務局：特定の所有者の方で、よほど熱心な方がいらっしゃったんだとは思いますが。

野島委員：実際、この林齢でこれだけの本数が成立して立っておれるか。

事務局：他にも、西の方でも似たような森林がありまして、稀にあるということかとは思いますが。

山崎委員：無茶苦茶詰んでますね。

野島委員：もうちょっとつっこんで話をさせてもらおうと、こういう林を40%伐るわけです。上の方に枝がちょっとしかないような。

事務局：そういう状態にはなるかもしれません。

松本委員：現場を見ている方は、ここはすごかったという所をちょっと説明してもらえますか。

コンサルティング会社：現場で一番すごかったのは、池川町の4,100本というのがあったんですが、ここは、かなり木も細くて、真っ暗な状態で。

松本委員：ここは道から近いですね。

コンサルティング会社：ここは近いです。ここは、一帯こういうような状態で、国道から歩いて5分ぐらいの所。

飯國委員長：ここは中心集落のすぐ真ん前の山ですね。

コンサルティング会社：そうです。川を挟んで真ん前です。

山崎委員：将来は混交林化しようというわけでしょう。混交林化するのに40%県が実施しますと言った時に、10本の内4本を伐っただけでは、この山は混交林化の山にならんでしょうね、現実には。もっと伐らないといかんということがありますよね。その辺の所を杓子定規でやるのではなしに、5割ぐらい伐らないかんのじゃないかという、その辺の所はどうでしょうかね？

飯國委員長：40%でいいかという。

宮地木の文化推進室長：所有者の方と協定を結びますので、その際にどれだけ伐りますかということで40%、50%という話はできます。

村手森林局長：1回強度間伐をして混交林にしていくということですけど、これだけ成立本数があると、一気に伐ってしまうと風害とか、災害に遭っても困ります。また、10年後、5年後に何か変わりばえしない、同じような状態になっても困りま

す。その辺をどうすべきなのか、考えないといけない。

野島委員：その辺りは柔軟性を持って、所有者と十分話し合いをしながら、災害という危険性も伴う行為ですので、十分納得をしていただいて、10年間手を入れないという話も、特殊事情があれば、認めるというようなことをしないと。

村手森林局長：混交林化を進めて自然林に戻していくという目的を、どの様な手段で達成していくか、1回40%伐るだけじゃできない、その時に50%、60%伐るような交渉を試みる。また、別途方策があるのかどうか、現実にはこういう事例が出て来ましたので、研究しないといけない。

野島委員：まだまだ調査の段階ですが、確かにこういう林もたまには見受けられる。それだけ非常に植栽をした事実もあるわけですので、40%はひとつの標準として捉えるというような形で。

宮地木の文化推進室長：森林環境税でやる施業は、40%は最低クリアしないとけない。それから、森林環境税を入れた施業は1回のみで、その林には後は何も公的な補助は入れないということにしておりますので、これに追い打ちをかけるように次回目の施業を行うかどうかとか、野島委員がおっしゃったように柔軟に考えられるかどうかですね。

野島委員：調査の段階ということで、そこまでは所有者とつめてない話ですか。

宮地木の文化推進室長：正式にどれだけ伐るとか、それから後どうするかとか、つめた話をする必要はあります。

山崎委員：整備した時の本数というのは500～600本程度ですかね。

宮地木の文化推進室長：人によって違いますが、500～800本とかその間でしょうね。

山崎委員：こんな山は40%伐っても800本にはなるのですから。

赤木森林局次長：中には、生きてる物もあれば、半ば枯れてるような物も多分あると思うんです。自然に枯死していく分がですね。だから、実際に本当に成立しているのはもう少し少ないのかもしれないです。現実には今立ってますから、全てカウントされてるんだろうと思います。

飯國委員長：災害を止めるという意味で伐り方を分けたりとか、40%で止めなくちゃいけないとか、場合によってはそれ以下に止めなくちゃいけないことはあるかもしれないですが、そういうことが今度は楯になってその山が経済として循環するような所で止まってしまうことも一方では心配で、本当はもう少し伐り込んで混交林にしないとけないという所は、グレーゾーンになっていて、結局、所有者から見て循環林として都合の良い形でこのお金が使われ始めると、目的とずれてしまう。その峻別をどうつけるのかということが、我々の中でしっかりしてないし、それから説明を外にできるかということ、そこも難しいと思うんです。不便な所だとか、あるいは所有者が責任をある程度放棄してしまっていて残ってる所に、最後に「どうしよ

うもないからお金を入れましょう」という意味では、所有者の責任を問わずにやってしまう所があると思うんですが、一種の不平等ということが一方であって、責任放棄をしてしまうというような性格もありながら、そこに手を入れるからには循環林としてではなくて、もう少し切り込んで混交林にして、維持ができるということまで伐り込みたい。「どこまで切ったら循環林で、どこから先が混交林だ」と。循環林だと儲かるけれど、混交林までいくと儲からないから、100%の公費でも納得はできるけれど、中途半端で止められた場合には、納税者から言うと「何で、ちゃんと手入れしなかった所に税金を使わないといかんの？」と言われた時に、返す言葉がない。そのサビ分けは非常に難しくなるのかなという気がします。

松本委員：ここは、そういう意味では手が入りやすい所ですね。すぐ道があって。

飯國委員長：自分で伐れと？そういう話が出て来るんです。ここをピンポイントで賣めてるわけじゃないんで。たまたま説明があって、視線が集まってるだけだと思いますが。非常に素朴な疑問が湧きやすいです。中心市街地の真ん前の山で、国道からすぐで、水土保持林。しかも手が入っていない。そこへお金を入れるとなると。

事務局：池川町の場合は、これは標準地ということでもかなりまとまっていると思いますが、皆様が見た図面、まとまっているように見えて細いんですけれども、更に共有の方がいっぱいいて、小さすぎるんです。

飯國委員長：作業できない。

事務局：どうして作業できないか？と言うと、そういった小ささとか、県外に出て行かれた方がいらっしゃいますし、そういう諸々の状況があるのではないかと思います。この辺はそういう経過があって一帯的に残っている。

野島委員：こういう所が事実あるとすれば、税金を入れてきちっとして、町民の人に見える場所にもなるわけで、これを今後どういうふうに活用して行くかという話は別にして、近くで見える場所を一帯的にある程度整備するケースとして、飛び飛びにやるよりはこの方がもっと効果が見えるものがあるかもしれません。

事務局：ただ、ここは、所有者の内諾が得られていない所ですので。

野島委員：県下全体の所有規模形態は分かりますけれど、小規模の分散型ということとは事実どこの市町村でもある訳ですので。ある程度一体的にまとめてやるというのも、効果が目に見えるものになると思うんですけれど。

村手森林局長：そういった意味では、水源かん養という意味もありますし、ある程度面積が大きいものから。

野島委員：あまり小さいものをやっても手間ひまかかるだけで。

山崎委員：まとまってないとお金ばかりかかりますので。

石川委員：割にここの池川の人他他の所に比べても存村の人が結構多いですので、この山を見ていると思うんですけれど。どうするつもりなんだろう？自分で伐るつも

りがあるんでしょうか？

事務局：できる分はご自分で補助事業で伐っていただいても良いわけですから、その辺の最終の交渉ということがあります。

野島委員：どちらにしても、こういう荒廃の調査が出たものですから、この制度に乗るか乗らないかは別として、我々としてはこういう山があると分かった以上、この機会に補助事業の何かの形で一体として整備をしてもらいたいです。それが、税の目的でもあるし、間伐を推進するという意味で。

宮地木の文化推進室長：それでは、この資料で、整備対象として所有者の方が内諾をしておられる所の面積は約 137ha ございますので、それは本年度の予算から見れば全て実施可能です。あとは所有者の方と協定を結ぶことになります。

田岡委員：20 年生で、平均直径が 12cm しかない、もやしみたいなので、とてもじゃないけれど、これは森になりません。今、それこそ 7 割伐ってやって、もしかして枝に少し力が残ってたら太るかもしれないけれど。こういう状況の所が本当にある。それと、最近、消費者の方を山に案内し、歩きながら感じるの、やはり「沢がきれいに見える」とか、「川が見える」とか、そういう間伐もものすごく大事じゃないかと思います。水というのは、流れてるのを見るというのは物凄く心がなごむんですが、消費者の方もそういうふう感じてらっしゃるみたいで、事業を実施する場合にもそういう沢沿いとか、川沿いとかで特に実施すると。

飯國委員長：出発点は水土保持林から始まっています。「共生林」という所に出発点があってもいいかという気がします。

村手森林局長：我が県では、共生林は 1% くらいしかない。経済林として利用してきた中で、荒れてきている山というのを中心に、水土保持の観点から守っていかうということで、保全型だったら 25% となっています。今後、県民の方々が山に入るとか、山を楽しむという視点はどうしても大事だと思うんです。ボランティアの方とか、そういう方々に山に入ってもらったりして、県民の方々が山を作っていくような、そういうことが許される地域を、県民公園、森林公園みたいな形で配慮していけたら。そこに入って楽しめる場、森に入ること、木を感じていただけたらということ。今、高知県ではほとんどない、そこを作っていくというのは課題だと思います。今までは県民に閉ざされた森林という感じだったわけですが、できるだけ県民の方々に入っていただける森林に変えていきたい。そのために強度間伐で混交林化を目指していく。所有者の方々に許していただけるような、公有林などを中心として、そういうふうな森林に変えていくということがこれから大事になると思います。

飯國委員長：ゾーニングの際に、本当に共生林というのはなかった。公園だけぐらいのもので。本当の共生林があれば、そこを今日のチャートの出発点にして整理ができたんです。もう一度、いつの段階でゾーニングのし直しをやるか分かりませんが、

早めの段階でその出発点を変えないと、こういう山の中でだけになってしまう。先ほどの沢とか川とかという話がなかなか出て来ないかなという気がします。

戸梶委員：津野さんと言ってますが、私達は素人だから、膨大な資料をボーンと出されても、訳分からないんです。地図というか、こういうものは本当に素人なので。

津野委員：見なれてないので。

松本委員：写真見て決めれば。

飯國委員長：写真はまた皆同じように見える。

松本委員：田岡さんが言われたように、モヤシ状態の林を間伐して、本当に混交林まで行きつく力が木にあるかどうかというところを考えると、とにかく大変な所だから伐りましょうでは、森として生き返るかどうかという可能性もちょっと見極めないと。「大変だから伐りましょう」で伐ったけれど、10年して残っていた木も倒れていたという困ると思うので、混交林が目標だったら、そういう可能性がある所じゃないと無理です。

飯國委員長：しかし、放っとけない。

松本委員：このお金じゃない予算で、そこは積極的にやって下さい、と思う。

野島委員：そういう意味では、10年のくくりというのは正解かどうかという部分は確かに疑問がある。1つの山でも非常に土地の地力のある場所、成長が早い所などがあって、そういう所はもっと間伐したらいい。そうじゃない所はもうちょっと少なくして、1つの括りとしては40%で良いですが、10年後に見直すぐらいにしないと、追跡というか、効果が分からないですから。林業の場合、非常にスパンが長いですから、当面解決するためにはこの制度が良いと思いますが、後、どういうふうにフォローしていくか。本当に山を良くしていくためには、そこで多少見直しもすることが必要ではないでしょうか。全部これで荒廃森林は解決しますよという話だけでは無理がいくような感じがします。

村手森林局長：1回伐りの施業で、混交林を目指しましょうと、そういうことができればということで目指したわけですがけれども、本当に1回伐りの施業をして、そこまで戻せるかどうかというのは、疑問が残るところはあるんですけども、一方では、そこに何回も手をかけていくということが出来るかどうか。

飯國委員長：契約伸ばすとか、責任論をきちんと出すとかしないとダメだろうし、それがないと2回、3回とゆっくり持っていくというのもできなくなる気がします。

野島委員：始まりですので、これだけデータがそろってますし、とりあえず早く着手することです。実際やらないと、待った無しに山は込んでますので。協定を結んで早く取り組んで欲しいと思います。問題、課題があるにしても、こういう状況がはっきりしたら、早く手を入れた方がいいと思います。

飯國委員長：非常に詳しいデータで山のカルテに本当にふさわしい、病気がよく分る。

どんなことを伝えたいかというのは分かっていたと思いますが、このデータではなく、もう少し分かり易くすると、何が一番分かりにくいですか？

津野委員：時間をかければ分かります。

松本委員：1回現場へ見に行ったら、もう分かります。

飯國委員長：これだけの数行きますか？

野島委員：林相の写真というのは、大体がこんなになりまして、一部分しかとれない。

それから、遠景をとってもきれいな林に見えるし、大変難しい。写真だけでは、大なり小なり、どこの山も高知県の山はこういう状態にあるということでしょう。

飯國委員長：基本的にここまでデータを揃えていただいて、枠組みとして、今共生林もそうない中で水土保持林でやるとなると、こういうふうになりますが、手順の流れに関しては、基本にご了承いただけるというふうに考えてよろしいですか？

野島委員：評価の1と2との関係は。どちらというほどの差はない。1にした数字を見ても、R Y、形状比なども非常に高いですね。点数を入れればこれぐらいになるという話。

事務局：ひどい所から順番に見ていった中の選び方ということですので、確かに数字の重さから言えば同じぐらいの重さだと思います。

野島委員：大差ないんじゃないかという話で、点数つけるとすればこういう選定しかないでしょうかね。全体的には非常に良くないですよ。山の状態、形状比。

山崎委員：過密の林分、山については、施業体系を考えないといかんですね、将来的に。優良の、普通の山のようなやり方、仕組みじゃなく。ソーメンみたいになった山の施業の仕方というのを変えていかないといかんじゃないらうかね。それに見合った県のお金を入れてやろうという時に。

飯國委員長：一通りご説明をいただきましたが、このフローの方で、水土保持の方から出発をして、ダム上流で間伐をしてないところの所有者に働きかけて、ダイレクトメールで反応が悪かった人に絞って調査をし、台帳を作り、そして施業する。その流れでできた地図がこれです。大量の地図になるんですけど、基本ライン、あと今年の施業ということも含めて考えると、ここで施業しても構わないのではないかというふうに思いますけれども、構いませんか？ただし、今後の論点、来年度にかけて、いくらか論点が出てきたような気もしていて、先程山崎さんが端的におっしゃいましたけれど、施業体系、伐って混交林にするという体系が、今までは循環林の体系なので、違った体系が多分あって、「こうするときちゃんと戻る」ということはあまりハッキリしないままこの事業が進んでいるので、混交林にするのに最適な伐り方というものが見えない中でやっているの、非常に不確実なことが多いということがひとつ大きな問題かなという気もします。そのことが、また災害の危険性のこととか、あるいは所有者に過度にメリットになる、手厚くしてしまいはしな

いかという所に歯止めがかけられないということになって、その技術開発をしっかりしておかないといけないことだろうと思います。それから、エリアの指定に関しては、共生林みたいなものにも、もう少しもっていかない、ずっと奥の方でいつまでも伐ってる、確かに合理的で筋は通ってるんですけど、見えないし、効果があるのか？という話もありましたけれど、ここまで分散してると目に見えた効果もないかもしれないというので、集めるとか、共生林をもうちょっとしっかり作って目に見える所へ持って行くということもあっても良いかもしれません。これは、また議論しておかなければならないのかなというふうに思います。もう1つは、お二人から出されましたが「分からない」ということ、これは大事なことだと思うんです。今回の税金は「みんなに分かってもらう」というのが前提なんで、相当準備していただいたと思ってます。舞台裏のご苦労はすごいんですが、でも「分からない」という事実は「分からない」という事実で受け止める必要はあって、どういうふうな手順でここに至ったのか？ということ、もう少し一緒に考えて、「分からない」というのではなくて、「ここが分からない」「こんなふうにして欲しい」ということを含めて、一緒に考えていければと思います。

宮地木の文化推進室長：ご説明もありましたように、所有者の方から内諾を得ている所の施業地については年明け早々に協定の中身を詰めまして、1月下旬ぐらいから発注するというような段取りにしたいと思います。なお、発注方式は、林業事務所単位で競争入札というような形での発注を考えております。あと、ご報告ですけれども、委員会の皆さんで選んでいただきました森林環境税の新聞広告が、12月に全国環境広告コンクール表彰というのがありまして、その新聞部門で優秀賞、全国新聞広告の優秀賞をいただきましたので報告しておきます。

飯國委員長：今日は熱心なご討議をどうもありがとうございました。これで閉会にします。

以上、この議事録が事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

同 上